

監査公表第21号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和5年3月28日

新城市監査委員 原 義 弘
新城市監査委員 山 口 洋 一

監査種別

財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

監査結果の措置対象

新城市西部福祉会館の指定管理者 社会福祉法人新城福祉会
所管部課 健康福祉部福祉課

監査結果報告年月日

令和5年2月10日

監査結果に対する措置通知年月日

令和5年3月17日

講じた措置等の内容

【健康福祉部福祉課】

《意見1》

駐車場の不足や空調の不具合などで、施設利用者の利便性が低下している。予算は限られるが、計画的な改善に努められたい。

《措置内容》

施設整備につきましては、公共施設個別施設計画等により計画的・予防的な改修に努めるとともに、突発的な改修については、補正予算や流用等により早急な対応に努めます。

駐車場については、職員分を精査するほか、必要な場合には近隣地権者と調整を図りながら、施設利用者に支障を来さないよう対応してまいります。